

大分県報

令和元年
十一月十三日
（四一）

（水曜日）

目次

告示

大分県税条例の規定による県税の申告等の期限の延長……………一

○告示 示

大分県告示第二百七十九号

大分県税条例（昭和二十五年大分県条例第四十五号。以下「条例」という。）第十二条第二項の規定により、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号。以下「法」という。）又は条例に定める申告、申請、請求その他書類の提出（審査請求に関するものを除く。）又は納付若しくは納入に関する期限のうち、次に掲げる地域に住所又は居所（納税者が法人等である場合は、法人税に係る納税地（本店又は主たる事務所の所在地以外を納税地と指定されている場合においては、当該本店又は主たる事務所の所在地を含む。））を有する納税者又は特別徴収義務者に係るもので、その期限が令和元年十月十二日以降に到来するものについては、条例第二十一条第一項第一号及び第二号の規定により課する個人の県民税、条例第六十条第一項の規定により申告納付すべき自動車税の環境性能割、法第七十七条の十第一項の規定により課する自動車税の種別割、条例第八八条の規定により課する狩猟税並びに法附則第二十九条の十一及び第二十九条の十二第一項の規定により申告納付すべき軽自動車税の環境性能割を除き、その期限を別途告示で定める期日まで延長する。

県名

指定地域

岩手県

久慈市
下閉伊郡普代村

宮城県

角田市
伊具郡丸森町

福島県

郡山市
いわき市
須賀川市
田村市
東白川郡矢祭町
石川郡石川町

茨城県

水戸市のうち秋成町、坏大野、愛宕町、飯富町、岩根町、大場町、上国井町、川又町、小泉町、洪井町、島田町、下入野町、下大野町、下国井町、水府町、田野町、田谷町、ちとせ一丁目から二丁目まで、中大野、東大野、平戸町、藤井町、元石川町、森戸町、吉沼町、若宮町、渡里町
久慈郡大子町

栃木県

栃木市
佐野市のうち赤坂町、朝日町、大蔵町、大古屋町、大橋町、庚申塚町、葛生西一丁目から二丁目まで、葛生東一丁目から二丁目まで、小中町、下羽田町、大町、田島町、天神町、天明町、並木町、船津川町、免鳥町

長野県

長野市のうち赤沼、大町、合戦場一丁目から三丁目まで、金箱、上駒沢、小島、三才、篠ノ井会、篠ノ井石川、篠ノ井有旅、篠ノ井岡田、篠ノ井御幣川、篠ノ井杵淵、篠ノ井小松原、篠ノ井小森、篠ノ井塩崎、篠ノ井東福寺、篠ノ井西寺尾、篠ノ井布施五明、篠ノ井布施高田、篠ノ井二ツ柳、篠ノ井山布施、篠ノ井横田、下駒沢、神明、津野、富竹、豊野町浅野、豊野町石、豊野町大倉、豊野町蟹沢、豊野町川谷、豊野町豊野、豊野町南郷、西三才、東犀南、穂保、松代温泉、松代町岩野、松代町大室、松代町小島田、松代町清野、松代町柴、松代町城東、松代町城北、松代町豊栄、松代町西条、松代町西寺尾、松代町東条、松代町東寺尾、松代町牧島、松代町松代、みこと川、皆神台、村山、柳原、若穂牛島、若穂川田、若穂保科、若穂綿内
千曲市のうち雨宮、粟佐、生萱、铸物師屋、上山田温泉一丁目、上山田温泉三丁目、杭瀬下、杭瀬下一丁目から六丁目まで、桜堂、新田、須坂、力石、土口、戸倉温泉、中、八幡、若宮

令和元年十一月十三日

大分県知事 広 瀬 勝 貞